

— 宇土市成年後見支援センターの主な業務内容 —

1. 相談(無料)

- 電話や窓口、ご自宅などに訪問し相談をお受けします。
- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるように支援します。



受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みになります)

2. 手続き支援

- 家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。



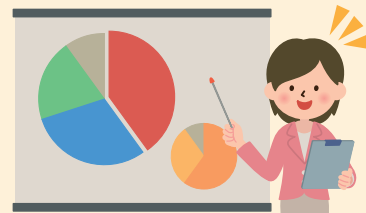
3. 後見人支援

- 成年後見人等からの相談をお受けします。
- 関係機関や専門職を集めてケース検討を行うなど、包括的に成年後見人等を支援します。



4. 普及・啓発

- 市民のみなさんや、福祉サービスの関係者に対し、成年後見支援センターの役割や成年後見制度を広く周知します。



お問い合わせ

宇土市成年後見支援センター

(社会福祉法人 宇土市社会福祉協議会内)

〒869-0492 宇土市浦田町44番地 宇土市福祉センター内

☎ 0964-23-3756

FAX 0964-22-4971

E-mail utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp



宇土市

成年後見支援センター

成年後見支援センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な方の財産と権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する、成年後見制度について相談をお受けし、利用のお手伝いをします。



▼ このようなことでお困りのときは、センターにご相談ください! ▼

制度の利用に関すること

- ✿ 成年後見制度について知りたい。
- ✿ 利用するにはどうすればいいの?



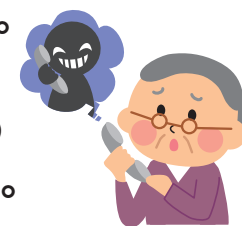
将来に関すること

- ✿ もの忘れが多くなってきた。将来が心配。
- ✿ 頼れる親族がいなくて障がいのある子どもの生活が心配。



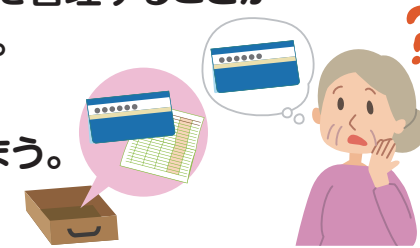
契約に関すること

- ✿ 施設入所や福祉サービスを利用したいが手続きがむずかしい。
- ✿ 離れて暮らす親が訪問販売や悪徳商法の被害にあわないか心配。



財産に関すること

- ✿ 自分でお金を管理することがむずかしい。
- ✿ 通帳をよくなくしてしまう。



☎ 0964-23-3756

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

土曜、日曜、祝日、年末年始はお休み

— 成年後見制度とは —

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と、「**任意後見制度**」の2つの制度があります。

1 法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって、「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

後見

判断能力が常に欠けている方で、日常的な買い物も一人ではむずかしい方



保佐

判断能力が著しく不十分な方で、日常的な買い物は自分でできるが重要な財産の管理などはむずかしい方



補助

判断能力が不十分な方で、重要な財産の管理など自分でできるか心配な方



低

判断能力

高

手続きの流れ

1 申立て準備

- 本人の判断能力や日常生活、経済状況の把握
- 書類をそろえる(成年後見用の診断書、戸籍謄本、申立書など)

2 申立て

- 申立人が本人の住所地の家庭裁判所に申立て
- 申立人になれる人は本人、配偶者、4親等内の親族、市長など

3 審理

- 家庭裁判所による調査
- 申立ての内容によっては医師の鑑定

4 審判

- 成年後見人等の選任と後見内容の決定

5 審判の確定

- 後見活動開始
- 後見人の報酬の決定



多くの場合4か月以内

2 任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など身のまわりのことを自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、公正証書でその内容と方法を契約する制度です。

手続きの流れ

1

本人が十分な判断能力があるときに、
本人と任意後見人になる人が公正証書で契約を結ぶ

2

本人の判断能力が低下した時、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

3

任意後見人による援助開始



— 成年後見人等の役割 —

成年後見人等は、本人の親族以外にも、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選ばれることがあります。本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりのことにも目を配りながら本人を保護・支援します。

具体的には

身上保護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例

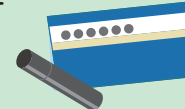
介護保険サービス
障害福祉サービスの利用手続き
定期的に訪問し生活状況の確認 など
※食事の世話や実際の介護などは行いません。

財産管理

本人の立場に立って安全に財産管理を行います。

例

印鑑、預貯金通帳の管理
収支の管理
不動産の管理 など



▶ 本人(被後見人等)を守るための法的な権限

同意権・取消権

成年後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を無効にする権限。

例

本人が行った100万円の布団の購入を取り消すことができる。
※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。
※保佐人・補助人には、申立てにより裁判所が定めた行為について同意権・取消権が付与されます。

代理権

成年後見人が本人に代わって法律行為を行う権限。

例

本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。
※保佐人・補助人には、申立てにより裁判所が定めた行為について代理権が付与されます。



▶ 成年後見人等の事務をサポートするため、後見監督人等が選任されることがあります。